

三本松港検潮器管理業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、検潮所における検潮機器の維持管理・データ整理を行い、気象情報システムへの正確な潮位データの提供と、長期間のデータ蓄積により海面上昇や異常潮位等の原因究明の資料として保存することを目的とする。

2 業務の対象となる場所

東かがわ市三本松 三本松港検潮所

3 業務履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

4 業務の内容

検潮機器の維持管理及びデータ整理

① データの回収

a. 3ヶ月に1回コンパクトフラッシュのデータ回収を行う。

② 観測誤差の確認(通常時)

a. 観測基準面と東京湾中等潮位の差の確認(業務開始時1回)

・確認観測を行い、その結果について担当者に報告すること。

b. 垂測基点との比較観測(3ヶ月1回)

・井戸の水位を垂測基点より測定し、液晶表示している潮位値との誤差を比較点検する。

c. 副標等との比較観測(4月、10月の年2回)

・液晶表示している潮位値と副標を比較し、外水位との誤差を点検する。

(観測は海面の穏やかな日を選び、満潮あるいは干潮の潮位に至る1時間前から4時間、または、満潮あるいは干潮の頂点になった後1時間を含むそれ以前の4時間において10分毎に実施する。)

d. テレメータの誤差確認(3ヶ月1回)

・液晶表示している潮位値とテレメータの表示に、ズレがないか確認する。

③ 異常時の対応

機器の故障等が確認された場合、臨時の作動確認、点検整備を実施すること。

④ データ整理

以下のa、b、cについてデータを整理し、業務完了時に提出すること。

a. コンパクトフラッシュのデータ

・1年分の潮位計のデータ

b. 年平均潮位の算出

・1時間毎の潮位より、月平均潮位、年平均潮位を算出する。

c. 朔望平均満・干潮位の算出及び最高・最低潮位の報告

・潮位データから、朔望平均満・干潮位及び年間の最高・最低潮位を算出する。

5 消耗品

感水紙、電池等業務に必要な消耗品の購入は、受託者の負担とする。

6 報告等

受託者は、作業中に機器の異常等を発見した場合は、遅滞無く担当者に報告するとともに対応を協議すること。